

平成 26 年 第 2 回 宗像地区事務組合 議会定例会 会議録

期日：平成 26 年 10 月 7 日（火） 10:00～12:46

場所：宗像地区事務組合 多礼浄水場 3 階会議室

大久保議長	<p>ただいまから、平成 26 年第 2 回、宗像地区事務組合議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しています。</p> <p>よって、平成 26 年第 2 回宗像地区事務組合議会定例会は、成立いたしましたので、ここに開会をいたします。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席を求めた者は組合長及び副組合長、事務局長、消防長、監査委員、会計管理者、以下関係職員でございます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布をしているとおりであります。これより日程に入ります。</p> <p>日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は会議規則第 78 条の規定により、11 番永島議員、12 番末吉議員を指名いたします。</p> <p>日程第 2 「会期の決定について」を議題とします。おはかりいたします。</p> <p>会期はお手元に配布した日程で、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>異議なしの声</p> <p>ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日限りと決定いたしました。</p> <p>日程第 3 「諸報告」に入ります。 小山組合長から諸報告をお願いいたします。</p> <p>本日は、平成 26 年第 2 回議会定例会が開かれるにあたりまして、ごあいさつと、概要説明を申しあげます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>この度の定例会は、報告 4 件と、11 件の議案について、ご審議をお願いするものであります。</p> <p>報告第 3 から報告第 6 号ですが、内容は、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計、水道事業会計、合わせて 4 会計の不納欠損処分後の権利放棄について、債権管理条例に基づき報告するものです。</p> <p>第 26 号議案については、公平委員の任期満了に伴い選任をお願いするものです。</p> <p>第 27 号議案から第 31 号議案までは、一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計、水道事業会計、合わせて 5</p>
-------	---

小山組合長	<p>会計の平成 25 年度決算について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。</p> <p>第 32 号議案から第 36 号議案までは、一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計、水道事業会計、合わせて 5 会計の平成 26 年度補正予算を提出しております。</p> <p>以上、いずれも重要な案件でありますので、なにとぞよろしくご審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。</p>						
大久保議長	<p>日程第 4 号 報告第 3 号「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>						
花田事務局長	<p>報告第 3 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお願いします。</p> <p>報告第 3 号「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について」 宗像地区事務組合急患センター事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 2 項の規定により報告する。</p> <p>平成 26 年 10 月 7 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生</p> <p>1 放棄した債権の種類・件数・金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">放棄した債権の種類</td> <td>宗像地区急患センター診療収入</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>27,220 円</td> </tr> </table> <p>2 放棄した時期 平成 26 年 3 月 31 日</p> <p>3 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 1 項の規定に該当するため</p> <p>この報告につきましては、宗像地区急患センター診療収入が、民事債権にあたることから、管理職を含みます職員で、夜間を含めた戸別訪問などを行っております。直接伺うことによって、面接を行い支払って頂く方がおられた反面、居所不明など支払いに期待が持てない方もおられました。</p> <p>このような方につきましては、3 年時効が成立しますので、債権管理条例によりまして、放棄を行いましたので、議会に報告させていただくものです。</p> <p>急患センター受診の際は、緊急時ということで、現金や保険証を忘れる方がおられるることはやむを得ないことだと承知しておりますが、後日支払いにお見えにならない方に対しまして、電話や文書による納付指導を行い、確実な収納と不納欠損の減少に努めているところでございます。</p> <p>以上で、報告第 3 号 宗像地区事務組合急患センター事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>	放棄した債権の種類	宗像地区急患センター診療収入	件数	5 件	金額	27,220 円
放棄した債権の種類	宗像地区急患センター診療収入						
件数	5 件						
金額	27,220 円						
大久保議長	本案は報告事項でございますので、質疑のみ受けます。						

大久保議長	質疑ございませんか。				
	異議なしの声				
大久保議長	<p>はい、質疑ないようです。質疑を終結し、報告を終わります。</p> <p>日程第 5 報告第 4 号、宗像地区事務組合大島簡易水道の事業特別会計の決算処分場の権利放棄についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長</p>				
花田事務局長	<p>報告第 4 号をご説明いたします。議案の 2 ページをお願いします。</p> <p>報告第 4 号「宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について」 宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 2 項の規定により報告する。</p> <p>平成 26 年 10 月 7 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生</p> <p>1 放棄した債権の種類・件数・金額</p> <p>放棄した債権の種類 大島簡易水道使用料</p> <table> <tr> <td>件数</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>51,730 円</td> </tr> </table> <p>2 放棄した時期 平成 26 年 3 月 31 日</p> <p>3 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 1 項の規定に該当するため</p> <p>この報告につきましては、水道料金債権が私法上の金銭債権であることから、3 年時効が成立しますので、債権管理条例によりまして、放棄を行いましたので、議会に報告させていただくものです。</p> <p>なお、水道料金の滞納につきましては、催告書、給水停止予告等を発送し、納付の指導に努めています。この納付指導にもかかわらず水道料金の納付がない場合は給水停止を行い、確実な収納と不納欠損の減少に努めているところでございます。</p> <p>以上で、報告第 4 号 宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>	件数	5 件	金額	51,730 円
件数	5 件				
金額	51,730 円				
大久保議長	本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。 質疑は、ございませんか。 永島議員。				
永島議員	給水停水された方はどうしてあるのですか。井戸水を使ってあるのですか。				
大久保議長	営業課長				
占部営業課長	大島の方ですが、ほとんど市営住宅にお住みの方で停水の前に転出されたと思わ				

	占部営業課長	れます。その後停水しております。
	大久保議長	他にありませんか。
		異議なしの声
	大久保議長	質疑ないようです。 質疑を終結し報告を終わります。
		日程第 6 報告第 5 号 「宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。事務局長。
	花田事務局長	報告第 5 号をご説明いたします。議案の 3 ページをお願いします。
		報告第 5 号 宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について
		宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 2 項の規定により報告する。
		平成 26 年 10 月 7 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生
	1 放棄した債権の種類・件数・金額	
		放棄した債権の種類 本木簡易水道使用料
	件数	1 件
	金額	860 円
	2 放棄した時期	平成 26 年 3 月 31 日
	3 放棄した理由	宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 1 項の規定に該当するため
		この報告につきましては、報告第 4 号と同様でございますが、水道料金債権が私法上の金銭債権であることから、3 年時効が成立しますので、債権管理条例によりまして、放棄を行いましたので、議会に報告させていただくものです。
		ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
	大久保議長	本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑はございませんか。
		異議なしの声
	大久保議長	質疑ないようです。 質疑を終結し報告を終わります。
		日程第 7 号 報告第 6 号 「宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。
	花田事務局長	報告第 6 号をご説明いたします。議案の 4 ページをお願いします。
		報告第 6 号 宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄について
		宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄を宗像地区事務組合債権

花田事務局長	<p>管理条例第 15 条第 2 項の規定により報告する。</p> <p>平成 26 年 10 月 7 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生</p> <p>1 放棄した債権の種類・件数・金額</p> <p>放棄した債権の種類、件数、金額と横列に沿って読ませていただきます。</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>水道使用料（宗像上水）</td><td>146 件</td><td>1,086,720 円</td></tr> <tr> <td>水道使用料（玄海上水）</td><td>14 件</td><td>345,630 円</td></tr> <tr> <td>水道使用料（福間上水）</td><td>110 件</td><td>945,510 円</td></tr> <tr> <td>水道使用料（津屋崎上水）</td><td>53 件</td><td>308,450 円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>323 件</td><td>2,686,310 円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 放棄した時期 平成 26 年 3 月 31 日</p> <p>3 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 1 項の規定に該当するため</p> <p>この報告につきましては、報告第 4 号と同様でございますが、水道料金債権が私法上の金銭債権であることから、3 年時効が成立しますので、債権管理条例によりまして、放棄を行いましたので、議会に報告させていただくものです。</p> <p>以上で、報告第 6 号 宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄についての説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>大久保議長 本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。 質疑はございませんか。米山議員。</p> <p>米山議員 件数が非常に多いような気がするのですが、不納欠損で落とした後、該当する方の水道というのは供給されているのでしょうか。それとも停止されていのでしょうか。</p> <p>大久保議長 営業課長</p> <p>占部営業課長 323 件ございますが、そのうちの市外転出が 279 件で全体の 86% を占めております。行方不明も 6 件ございますが、これは休止になっており、新しい方が入ってこれらたら、開始することになります。</p> <p>大久保議長 ほかにございますか。</p> <p>異議なしの声</p> <p>大久保議長 質疑ないようです。 質疑を終結し、報告を終わります。 日程第 8 第 26 号議案「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。 事務局長。</p>	水道使用料（宗像上水）	146 件	1,086,720 円	水道使用料（玄海上水）	14 件	345,630 円	水道使用料（福間上水）	110 件	945,510 円	水道使用料（津屋崎上水）	53 件	308,450 円	合計	323 件	2,686,310 円
水道使用料（宗像上水）	146 件	1,086,720 円														
水道使用料（玄海上水）	14 件	345,630 円														
水道使用料（福間上水）	110 件	945,510 円														
水道使用料（津屋崎上水）	53 件	308,450 円														
合計	323 件	2,686,310 円														

花田事務局長	<p>第 26 号議案をご説明いたします。議案の 5 ページをお願いします。</p> <p>第 26 号議案 公平委員会委員の選任について</p> <p>宗像地区事務組合公平委員会委員に次の者を選任することについて、同意を求める。 平成 26 年 10 月 7 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生</p> <p>住 所 宗像市池田 2389 番地 2</p> <p>氏 名 森内洋子（もりうち ようこ）氏</p> <p>生年月日 昭和 20 年 6 月 29 日</p> <p>提案理由</p> <p>宗像地区事務組合公平委員会委員として選任することについて、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。 右側のページに参考資料として経歴をつけております。</p> <p>以上で、「第 26 号議案 公平委員会委員の選任について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>本案は人事案件ですので、討論は省略いたします。</p> <p>これより第 26 号議案について採決を行います。</p> <p>本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
大久保議長	<p>全員起立</p> <p>全員賛成でございます。</p> <p>よって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、各会計の決算の認定の進め方についてですが、初めに、5 号議案を一括議題として提案を受けます。次に、監査委員の監査報告を受け、監査意見書に対する質疑を求めます。その後に、議案ごとに説明、質疑、討論、採決の順にいきたいと思います。</p> <p>それでは、日程第 9 第 27 号議案「平成 25 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 13 第 31 号議案「平成 25 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」までの 5 議案を一括議題と致します。</p> <p>提案理由の説明を求めます。 事務局長。</p>
花田事務局長	<p>第 27 号議案 平成 25 年度一般会計歳入歳出決算。</p> <p>第 28 号議案 平成 25 年度急患センター事業特別会計歳入歳出決算。</p> <p>第 29 号議案 平成 25 年度大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。</p>

花田事務局長	<p>第 30 号議案 平成 25 年度本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。</p> <p>第 31 号議案 平成 25 年度水道事業会計決算、以上 5 会計の決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。</p> <p>平成 26 年 10 月 7 日提出、宗像地区組合 組合長 小山 達生。</p> <p>以上、ご提案いたします。</p>
大久保議長	<p>ここで、監査委員の決算審査報告をお願いします。外園監査委員。</p>
外園監査委員	<p>監査委員の外園でございます。よろしくお願いします。</p>

監査内容については、着座して報告させて頂きます。

それでは、平成 25 年度宗像地区事務組合決算審査意見書を組合長あてに出しておりますので、それを読み上げることによって、報告とさせていただきたいと思っております。

それでは、最初に平成 25 年度宗像地区事務組合、決算審査意見書、この部分は宗像事務組合の一般会計、急患センター、大島水道特別会計、本木水道会計特別会計、表紙をあけていただきますと、意見についてということで、つけております。

宗像地区事務組合 組合長 小山 達生 様

宗像地区事務組合 監査委員 外園豊、監査委員 石松和敏。

平成 25 年度宗像地区事務組合一般会計、特別会計、歳入歳出決算審査意見について
地方自治法第 292 条の準用する同法第 233 条第 2 項の規定に基づき審査に付された平成 25 年度宗像地区事務組合一般会計、特別会計の歳入歳出決算を審査したのでその結果について、次のとおり提出する。

2 ページ目をお願いします。

最初に審査の対象ということで、

1 番目に、平成 25 年度一般会計歳入歳出決算

2 番目に、平成 25 年度急患センター事業特別会計歳入歳出決算

3 番目に、平成 25 年度大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

4 番目に、平成 25 年度本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、

5 番目に平成 25 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書、

6 番目に、平成 25 年度一般会計特別会計実質収支に関する調書

7 番目に、平成 25 年度財産に関する調書、これを見さしていただきました。

審査方法については、次のとおりで各会計歳入歳出決算書及び附属書類について、関係法令に準拠して作成されているか否かを確認するとともに、これらの係数の正確性を検証するため、関係諸帳簿とその他の証拠書類と照合したほか、関係職員から事情聴取を実施いたしました。

審査期間は平成 26 年 7 月 30 日から平成 26 年 8 月 28 日まで、

審査結果でございますが審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも関係法令に規定された様式に従って調製され、かつ決算計数は関係帳簿と

外園監査委員	<p>符合して正確であり誤りのないものと認められました。</p> <p>審査の結果の詳細は以下の通りなんですが、1番目から2ページから9ページの6の財産に関する調書、これは決算書からの抜粋でございます。</p> <p>それで説明を省略させていただきまして、7番目の最後の結びを申し上げたいと思います。</p> <p>9ページです。 平成25年度宗像地区事務組合一般会計急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要が2番から6番の中に書かれておりますが、適正に執行され、財政運営されていると認めます。</p> <p>一般会計における主な事業、特に消防関係です。消防支援車、高規格救急自動車の更新事業、こういうものがございました。その他にも通信施設の改良というのもございました。</p> <p>それから急患センターの特別事業においては、平成24年度に引き続いて、診療収入未収入の収入強化に努め、臨戸徴収や支払督促状の送付などが行われた。引き続き積極的な収納対策に努められていただきたい。</p> <p>この中では、宗像市と福津市だけの方が受診される訳ではございませんで、その点に疑問はありますけど、会計そのものとしてはですね、きっちりやられております。</p> <p>それから水道特別会計、大島、本木簡易水道、これは関係市からの繰入金に委ねられており厳しい経営状況にある。</p> <p>大島簡易水道については、平成24年度から5カ年計画で浄水場の改修工事が行われることから、さらなる効率的な事業運営により、徹底した経費の削減を図るために、努めていただきたいと思っております。</p> <p>組合では、行財政改革の推進など効率的な財政基盤の確立に向けた取り組みが進められておるようでございますが、また、日本経済は緩やかな景気の持ち直し傾向など明るい兆しが見え始めているところでございますけど、地方財政にとっては依然として楽観視できない状況でございます。</p> <p>経済の不安定な情勢により依然として厳しい状況下にあるものの、徹底した経費の節減を行うなど、効率的で効果的な事務運営により、関係市の財政負担の軽減を図るとともに、地域住民が安全で安心して快適に生活できる環境づくりに努めていただきたいと思っております。</p> <p>先ほど急患センターのお金の回収について、なかなか難しい部分があったようですが、会計的な問題はなかったようです。</p> <p>以上が一般会計、特別会計の意見内容でございます。</p> <p>続きまして、水道事業について。二つ目の資料ございますね。</p> <p>表題がですね「平成25年度宗像地区事務組合水道事業会計決算審査意見書」これも同様にですね、意見書を組合長あてに提出しておりますので、朗読させていただきます。</p> <p>平成25年度宗像地区事務組合水道事業会計決算に係る審査意見について 地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成25年度宗像地区事</p>
--------	--

外園監査委員	<p>務組合水道事業会計決算について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。</p> <p>表題が「平成 25 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算審査意見」</p> <p>1 番目、審査の対象、平成 25 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算</p> <p>2 番目、審査方法、審査に当たっては、提出された決算書類その他関係書類が、地方公営法企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、関係帳簿及び証拠書類により審査を実施いたしました。また、事業の経営内容把握するための計数の分析を行い、予算執行が正しく運営されているかについて審査をした。</p> <p>3 番目、審査期間、平成 26 年 7 月 30 日から平成 26 年 8 月 2 日、</p> <p>4 番目、審査の結果、審査に付された各決算書類の計数は、次の関係法令に準じて作成され、係数も正確であり、経営成績及び財政状況も適正に表示されてきているものと認められました。</p> <p>なお、審査結果の概要及び意見は、次のとおりです。</p> <p>これについても、1 番の決算の概要について、2 番の経営の状況についての内容、それから、8 ページの上の表、特定財源もこれも決算書からの抜粋でございますので、後程ご覧になっていただきたいと思います。 それでは8 ページをご覧下さい。</p> <p>宗像地区事務組合の決算書の中に書いてございますので、後でよく読んでいただきたいと思います。</p> <p>そして最後に結びの方を読ませて頂きます。</p> <p>年度の収益的収支決算は、総収益が 27 億 5033 万 1000 円に対して、総費用が 24 億 1105 万 3000 円であり、3 億 3927 万 8000 円の純利益が生じています。しかしながら、前年度の純利益に比し 26.2% 減少している。減少していますが、悪い数字ではありません。先行投資の分が支払われているということです。</p> <p>総収益は、営業収益が 1409 万円増加、営業外収益は 4219 万 6000 円増加し、前年度と比較して 5628 万 6000 円増加しております。</p> <p>費用は、主なものとして、営業費用の総係費が 3820 万 9000 円、資産減耗費が 2 億 4451 万 2000 円増加し、原水及び浄水費が 2486 万 3000 円、配水及び給水費が 1277 万 4000 円、減価償却費が 6211 万 9000 円減少した。</p> <p>また、営業外費用は支払利息が 1594 万 4000 円減少しているが、総費用は前年度と比較して 1 億 7665 万 1000 円増加しました。</p> <p>事業の収益性に関する経営指標となる総収支比率は 114.1%、営業収支比率は 108.4% であり、黒字となっていますので特に問題はありません。</p> <p>次に、水道使用料の収納率は、現年度分が 97.4% で前年度より 0.1 ポイント低下し、過年度分が 72.3% で前年度より 2.6 ポイント低下しています。</p> <p>また、水道使用料の不納欠損処分については、前年度よりも件数・金額ともに減少しているものの、金額は 200 万円を超えており、下がった分は努力があったのではないかと思います。</p> <p>これに関しては、受益者負担の公平性を確保する観点から、収納率の向上のために</p>
--------	--

<p>外園監査委員</p> <p>より一層努力していただきたい。</p> <p>さらに、節水機器の普及に見られる市民の節水意識の高揚や高齢化などにより、一戸当たりの水道使用量が減少しており、健全な事業経営を維持するための根幹をなす給水収益の確保は、今後も厳しい状況となることが予想される。一方、給水収益の大幅な増加が見込まれない中、高度経済成長期に整備した施設や配水管等の更新時期を迎える、更新工事や維持管理のために多大な費用が必要となることは明らかである。</p> <p>については、①純利益の減少、②給水収益の減少、③施設等の経年劣化などを十分考慮し、健全な事業経営の維持のために、引き続き「宗像地区事務組合水道ビジョン2020」に基づいた国庫補助事業の有効活用や企業債の適正運用、経営の効率化を図りながら、計画的な施設の更新や耐震化の推進、災害に強いインフラ整備を行い、安心・安全な水を安定供給できるよう努めて頂きたいと思っています。</p> <p>以上が水道事業会計でございます。</p> <p>それからもう1つ、宗像地区事務組合水道事業会計経営健全化につきまして審査させていただきましたのでその報告も合わせて行います。これもまた別資料になっております。</p> <p>別資料の「平成25年度宗像地区事務組合水道事業会計経営健全化審査意見について」という資料がございますのでこれをご覧ください。読み上げます。</p> <p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度宗像地区事務組合水道事業会計決算における資金不足比率を審査した結果について、下記のとおり意見を提出します。</p> <p>1 審査の概要</p> <p>この経営健全化審査は、組合長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。</p> <p>2 審査の結果</p> <p>審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。</p> <p>資金不足比率は25年度を横線で書いておりませんけど、ここの比率を出す場合にはですね、流動負債が、流動資産をどれだけ超えているかということになります。要はその金が幾ら回るかという話ですね。ここが赤字を全体の率で割り戻しますので、これが、ここの組合は黒字になっておりますのでね。それで率は出ない。要は良いいい経営をしてますということで、その内容は裏に書いてあると思いますけど、次のページの下の報告書の中で、AとBとカッコの四角の中に、資金不足率を出すものですから、資金不足はございませんで、要は、流動資産の方が流動負債より多いということです。赤字になってないということで、ご安心ください。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。</p>	<p>大久保議長</p> <p>それでは、ただいまの決算審査報告について御質問がございましたらお願いいいた</p>
--	---

大久保議長	<p>します。 ありませんか。</p> <p>異議なしの声</p> <p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。 これより議案ごとに説明、質疑、討論、採決を行っていきます。 第 27 号議案「平成 25 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。花田事務局長。</p> <p>それでは、第 27 号議案を御説明させていただきます。 第 27 号議案「平成 25 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成 26 年 10 月 7 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。 それでは、宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算書の 2 ページ 3 ページをお開きください。</p> <p>平成 25 年度の決算は、歳入合計では、予算現額 14 億 1529 万 7000 円に対しまして、調定額及び収入済額は同額でございまして、14 億 1286 万 9245 円となっております。予算現額と収入済額と比較では、242 万 7755 円の減となっております。</p> <p>続きまして、4 ページ 5 ページをお願いいたします。</p> <p>歳出合計では、予算現額 14 億 1529 万 7000 円に対しまして、支出済額が 13 億 7790 万 1587 円で不用額といたしましては 3739 万 5413 円が生じております。</p> <p>歳入歳出予算差引額は 3496 万 7658 円となり、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。</p> <p>続きまして、事項別明細書により主な決算内容について御説明いたします。</p> <p>6 ページ、7 ページをお願いいたします。</p> <p>まず歳入でございますが、1 款の分担金及び負担金につきましては、当初予算額から 4942 万 8000 円を減額補正し、13 億 981 万 9000 円となっております。</p> <p>内容につきましては、議会費負担金といたしまして、268 万円、総務費負担金、2445 万 2000 円、衛生費負担金 1 億 3947 万 2000 円、消防費負担金 11 億 4321 万 5000 円の収入となっております。</p> <p>また、減額補正の内容につきましては消防費負担金の地方交付税確定に伴うものとなっております。負担金の目的別の関係市の負担金は備考欄に記載のとおりでございます。</p> <p>3 款国庫支出金は、当初予算額から 114 万 4000 円を減額補正し 1134 万 6000 円となっており 1133 万 6000 円の収入となっております。</p> <p>内容といたしましては、消防高規格救急自動車の更新に対します国庫補助金でございます。</p> <p>続きまして、8 ページ、9 ページをお開きください。</p>
-------	---

花田事務局長	<p>6 款繰越金、1 項 1 目繰越金につきましては、当初予算額に 872 万円を増額補正し、3246 万円としております。</p> <p>収入済額は 3246 万 623 円となっております。</p> <p>増額補正の内容でございますが、平成 24 年度の決算剰余金を全額繰り越したことによるものでございます。</p> <p>7 款諸収入、2 項 1 目 1 節雑入、当初予算額に 100 万円を増額補正し、348 万 8000 円とし、収入済額は 383 万 3151 円となっております。</p> <p>増額補正の内容でございますが、宗像市福津市の関係市と宗像地区事務組合の職員の交流を平成 25 年度から始めております。平成 25 年度・26 年度においては宗像市職員と宗像地区消防本部職員の交流を行っております。</p> <p>この人事交流に伴いまして発生しました時間外手当につきましては、受け入れ先の負担とするという協定書に基づき、派遣職員負担金として、時間外手当分 98 万 1160 円を受け入れしたものでございます。</p> <p>8 款組合費、当初予算に 180 万円を増額し、1590 万円とし、収入済額は 1180 万円となっております。</p> <p>内容としては、消防高規格救急自動車更新事業のための起債となっております。</p> <p>なお予算額と収入済額の差額が出ておりますが、予定しておりました消防支援車更新事業のための起債を借りなくて済んだことによるものでございます。</p> <p>続きまして、10 ページ、11 ページをお願いいたします。</p> <p>歳出につきましては、1 款議会費、支出済額 255 万 8452 円、不用額 15 万 548 円となっております。</p> <p>支出内容につきましては備考欄のとおりでございます。</p> <p>2 款総務費につきましては、支出済額 2727 万 8629 円、不用額といたしまして、232 万 9371 円となっております。</p> <p>支出内容といたしましては 11 ページから 13 ページに掲げています。備考欄のとおりでございます。主な支出内容につきましては 11 ページになりますが、例年どおり派遣職員の人事費などがございますが、特徴的なものとしましては、文書管理導入委託料といたしまして、298 万 9770 円となっております。</p> <p>これは平成 22 年 4 月に宗像市、福津市の水道事業統合いたしまして、関係市の水道事業に関する保存文書が事務組合に集められておりましたが、整理ができていない状況だったことから、システム導入に向けまして、文書整理支援業務を行ったものでございます。</p> <p>続きまして、14 ページ、15 ページをお願いいたします。</p> <p>3 款衛生費、2 項清掃費、1 目し尿処理場費につきましては、支出済額 1 億 4068 万 9236 円、不用額 43 万 2765 円となっております。</p> <p>主な支出といたしましては、13 節、委託料の支出済額 1 億 1477 万 9715 円となっております。</p> <p>内訳といたしましては、し尿処理施設管理委託料といたしまして 9941 万 4000 円で、これにつきましては、平成 23 年度から包括委託を実施しております。</p>
--------	---

花田事務局長	<p>あわせて、し尿処理施設保守点検料といたしまして 1442 万 715 円の支出となっております。</p> <p>続きまして、16 ページ、17 ページをお願いいたします。</p> <p>4 款消防費でございます。</p> <p>4 款消防費、1 項 1 目常備消防費につきましては 4472 万 4000 円を減額補正し支出済額は 11 億 9163 万 6774 円となっております。</p> <p>主な支出内容につきましては職員人件費 10 億 7041 万 4537 円でございますが、これは消防職員 133 名分の人件費となっております。</p> <p>人件費以外の主な支出などにつきましては、各節毎に説明をさせていただきます。</p> <p>11 節需用費につきましては、支出済額 3548 万 6348 円、不用額 249 万 2652 円となっております。</p> <p>主な支出といたしまして、光熱水費、848 万 8380 円、消耗品費、991 万 5533 円、燃料費 719 万 2166 円などとなっております。</p> <p>続きまして、13 節委託料でございます。</p> <p>支出済額は 2030 万 6455 円となっております。主な支出は 21 ページ、備考欄の項目の下から 7 行目に掲げております、通信設備保守点検料といたしまして、997 万 500 円のうち、高機能消防指令センター保守料といたしまして、916 万 2300 円の支出をさせていただいたものでございます。</p> <p>16、17 ページに戻っていただきたいと思います。</p> <p>15 節でございます支出済額 273 万円となっております。</p> <p>支出内容につきましては公共下水道整備に伴いまして、福間分署の公共下水道への接続及びトイレの改修工事を行ったことによります費用といたしまして、273 万円となっております。</p> <p>18 節でございます。備品購入費につきましては、支出済額 3359 万 5496 円、不用額 115 万 3504 円となっております。主な支出といたしましては高規格救急自動車更新購入費、2460 万 110 円、消防支援車購入費といたしまして 316 万 6300 円などとなっております。</p> <p>続きまして、22、23 ページをお願いいたします。</p> <p>5 款公債費につきましては、支出済額 1473 万 8451 円となっております。</p> <p>これは地方債の元利償還金として支出させていただいております。</p> <p>これで歳出の説明を終わりまして、財産に関する調書の説明をいたします。</p> <p>25、26 ページをお開きください。</p> <p>公有財産の分でございますが、公有財産の 1 番上、し尿処理場ほかという形で掲げておりますが、決算年度中増減額ということで、153 m²の減少をしております。この件につきましては本年 26 年 2 月 17 日の全員協議会におきまして説明させていただいておりますが、平成 15 年当時、清掃施設組合の時に、用地購入また工事を施行しております道路整備にあたりまして、事務手續が未完了になっていたことから、関連します土地の整備を行ったものです。</p> <p>27、28 ページをお願いいたします。</p>
--------	--

花田事務局長	<p>2の物品でございますが、先ほど、常備消防で説明してさせていただきましたとおり、高規格救急自動車及び消防支援車の更新を行ったことによる変更でございます。</p> <p>基金につきましては 28 ページ、29 ページの記載となります、財政調整基金の平成 24 年度末現在高、平成 25 年度中の増減高、平成 25 年度末現在高を目的別に、記載させていただいております。</p> <p>以上で一般会計歳入歳出決算の説明を終わらさせていただきます。</p> <p>続きまして、決算に係る主な施策の成果報告書の説明をいたします。</p> <p>別冊の平成 25 年度一般会計急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計決算に係る主要な接続の成果報告の 4 ページ 5 ページをお開きください。</p> <p>議会費関係では、4 ページ 5 ページになります。議会関係では、組合議会の開催状況は、定例会 2 回、臨時会 2 回を開催させていただいております。</p> <p>また、7 月に宮城県、南三陸町石巻市の視察研修を行ったところでございます。</p> <p>総務費関係でございますが広報紙の作成と発行を構成市の広報等調整し、年 3 回行っております。</p> <p>また、情報公開個人情報保護制度運営審議会を年 1 回開催させていただいております。</p> <p>監査関係では、出納検査定例定期監査、決算監査を行っております。</p> <p>5 ページになりますが、(3) 衛生費でございます。</p> <p>清掃費、アシ尿処理状況 a 生し尿、浄化槽汚泥搬入量の表でございますが、増減量の欄ですが、し尿処理場への搬入量は対前年比 2081.7 トンの減でございまして、6.7% 減となっておりますまた、b 汚泥処分量の表でございますけども、汚泥処分量につきましては、対前 年比 175 トンの減で 15.4% の減となっております。 環境測定値の放流水の水質検査結果につきましては、国の基準値を大きく下回るものとなっております。</p> <p>処理経費につきましては、対前年度工事請負費の減少によりまして 846 万 7000 円の減額となっております。</p> <p>続きまして、6 ページ 7 ページをお開きください。</p> <p>(4) 消防費につきましては、主な事業といましましては、心の健康づくり相談事業費、非常用発電設備の保守、福間分署の公共下水道への接続とトイレの改修工事、消防車両の更新などを行っております。</p> <p>警防救急関係では活動や訓練の実施状況、予防関係では、査察及び講習会の状況、8 ページは職員研修状況などを掲載させていただいております。</p> <p>これをもちまして、一般会計の決算にかかります主要な施策の成果報告の説明を終わります。</p> <p>以上で第 27 号議案 「平成 25 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算」 の説明を終わらさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。

	<p>異議なしの声</p>
大久保議長	<p>ないようでしたらこれをもちまして質疑を終結いたします。 これから討論に入ります討論ございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>
大久保議長	<p>ないようです。これをもちまして討論を終結いたします。 これより第 27 号議案について採決を行います。 本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
	<p>全員起立</p>
大久保議長	<p>はい、全員賛成でございます。 よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>第 28 号議案「平成 25 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。 花田事務局長。</p>
花田事務局長	<p>第 28 号議案を御説明いたします。 議案の 7 ページをお願いいたします。 第 28 号議案「平成 25 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。 平成 26 年 10 月 7 日提出。宗像地区事務組合 組合長 小山達生。 急患センター事業特別会計歳入歳出決算書の 2 ページ 3 ページをお願いいたします。 平成 25 年度の決算でございますが、歳入合計では予算現額 2 億 8131 万 8000 円に対しまして、調定額 3 億 1384 万 3696 円、収入済額 3 億 1371 万 9316 円、不納欠損額 2 万 7220 円、収入未済額 9 万 7160 円、予算現額と収入済額との比較は 3240 万 1316 円の収入増となっております。 4 ページ 5 ページをお願いいたします。 歳出合計では、予算現額 2 億 8131 万 8000 円に対しまして支出済額 2 億 4684 万 8275 円となり、不用額 3446 万 9725 円が生じております。 歳入歳出差し引き残高は 6687 万 10 41 円でございまして、これを全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。 それでは事項別明細書により決算の内容について説明させていただきます。 6 ページ、7 ページをお願いいたします。</p>

花田事務局長	<p>まず歳入でございます。 1款診療収入、1項1目外来収入につきましては、予算現額 1億 8535万 2000円に対しまして、調定額 2億 1787万 7439円、収入済額 2億 1775万 3059円、不納欠損額 2万 7220円、収入未済額が、計 9万 7160円となっております。</p> <p>1節の診療報酬収入につきましては、予算現額 1億 6363万 3000円に対しまして、調定額及び収入済額は同額でございまして、1億 9196万 7759円となっております。収入の内容といたしましては、社会保険診療報酬及び国民健康保険団体連合会診療報酬となっております。</p> <p>2節、一部負担金、収入現年分につきましては、予算現額 2170万円に対しまして、調定額 2583万 2120円、収入済額 2575万 2260円、収入未済額が 7万 9860円となっております。3節、一部負担金収入滞納分でございます、予算現額 1万円に対しまして、調定額 4万 8560円、収入済額 4040円、不納欠損額 2万 7220円、収入未済額が 1万 7300円となっております。</p> <p>2款、分担金及び負担金、1項負担金につきましては、当初予算から、814万 8000円を減額補正し、3782万 3000円といたしております。予算現額に対しまして調定額、収入済額は同額となっております。</p> <p>減額の理由につきましては平成 24 年度の決算剰余金が多く出たことによりますため、経常費負担金を減額したことによるものでございます。</p> <p>1目 1節、経常費負担金につきましては、収入済額 2342万 1000円となっております。これにつきましては関係市の負担額は備考欄に記載のとおりでございます。</p> <p>2目創設費負担金、1節創設費負担金につきましては、収入済額 1440万 2000円となっております。</p> <p>これは起債の償還費用でございまして、こちらの関係市の負担額は備考欄の記載のとおりでございます。</p> <p>4款繰越金、1項1目繰越金につきましては、当初予算額に 3874万円を増額補正し、5814万円といたしております、収入済額は 5814万 610円となっております。増額補正の内容につきましては、平成 24 年度の決算剰余金を全額繰り越したことによるものでございます。</p> <p>次に、歳出について御説明させていただきます。</p> <p>8ページ、9ページをお願いいたします。</p> <p>1款急患センター運営費、1項管理運営費、1目管理及び運営費につきましては支出済額 2億 3244万 7015円、不用額 92万 6715円となっております。</p> <p>大きなものといたしましては、13節でございますが、委託料、支出済額は 2億 3031万 2823円となっておりまして不用額が 67万 2177円となっております。</p> <p>主るものといたしましては急患センター管理委託料が主なものでございまして、2億 2927万 1853円が主なものでございます。</p> <p>2款 1項公債費につきましては支出済額 1440万 1060円となっております。</p> <p>これは地方債の元利償還金として支出させていただいたものでございます。</p> <p>これで歳出の説明を終わらせてきて、続きまして決算にかかります主要な成果</p>
--------	---

花田事務局長	<p>報告の説明をいたします。</p> <p>別冊の平成 25 年度一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計決算に係る主要な施策の成果報告の 10 ページ、11 ページをお開きください。</p> <p>5 の急患センター事業特別会計の主な施策の成果でございますが、</p> <p>(1) でございますけども、急患センター運営費関係では、宗像地区急患センター運営委員会を開催し事業報告等を行っております。</p> <p>(2) の急患センターの利用状況につきましては、受診者数においては 1 万 8469 人で前年に比べ 300 人の増となっております。11 ページでございますけども、④の市町村別患者数においては利用率では、宗像市が 47.4%、福津市が 20.3% となっておりまして、組合関係以外では、古賀市の受診率が 12.7% となっております。</p> <p>これをもちまして、急患センター事業特別会計の決算にかかります主要な施策の成果報告の説明を終わらさせていただきます。</p> <p>以上で第 28 号議案、平成 25 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>はい。井上議員</p>
井上議員	<p>不納欠損ですが金額が小さいですが 2 万 7220 円は何件ですかね。</p> <p>それとどういった場合かということです。急患で来てお金がないからということで帰られたのか。それとどちらの方が払っていないのか。</p>
大久保議長	<p>はい、次長</p>
安部次長	<p>先ほど報告 3 号で申し上げたものが、同じ内容となります。5 件で 2 万 7220 円ということです。宗像市の方が、3 名いらっしゃいます。あとは北九州市、福岡市の方が急患センターを利用して未納のまま、不納欠損、債権放棄になりました。以上でございます。</p>
井上議員	<p>行方が分からぬということですか。</p>
大久保議長	<p>事務局長。</p>
花田事務局長	<p>今次長が申しましたように、宗像市の方が 3 名、あと北九州市、福岡市の方でございますけども、先ほど報告させて頂きましたが、時間帯を変えて、昼、夜と 3 回ほど臨戸訪問させていただいております。</p> <p>しかしながら、不在が多く、行った際は連絡票を置きまして、連絡をお願いすると</p>

花田事務局長	<p>いう形をとっておりますが、全く連絡がありません。福岡市、北九州市につきましては、住民票等請求いたしまして、所在地を確認した上で、未納通知を発送させていただいておりますが、返事がないという状況です。未納になった場合は即座に電話連絡、また文書等でお願いしますが、お支払い頂けない状況です。金額的には、1番低額方は 50 円、1 番大きい金額で 9750 円でございます。</p> <p>5 件の合計といたしまして、2 万 7220 円でございます。</p>
大久保議長	<p>よろしいですか。ほかにございませんか。</p> <p>はい。末吉議員。</p>
末吉議員	<p>成果報告書の 11 ページの中に市町村別患者数で宗像市が 47.7%、福津市が 21.3%、古賀市が 12.7%あるわけで、人数にしても、古賀市さんからは約 2000 人、2353 人と、昨年からもまた増えている訳ですね。</p> <p>それで、宗像市の決算委員会で、谷井市長にはお聞きしたんですけど、昨年どういう申し入れをされて対応はどうだったのか、今年度この決算を受けてですね。古賀市に再度、創設費負担金は求できないにしても、経常経費負担金については、これだけの利用者の実績を示して、しかるべき拠出をお願いしたいということを請求しなきゃいけないんじゃないかなという思いですか、その辺、昨年どうだったのかと、今から決算受けてどのように考えておられるかお聞きします。</p>
大久保議長	事務局長。
花田事務局長	<p>古賀市の負担ということでございますが、平成 22 年 8 月 27 日に第 1 回目の公文書で古賀市の方に、「急患センター運営費に係る負担金の拠出に関する協議について」お願いしたのが第 1 回目でございます。</p> <p>平成 24 年 7 月 24 日に同様な形で文書持参し、直接手渡しをして再度協議を願うという形で渡しておりますのが、2 回目でございます。</p> <p>その後、平成 24 年 12 月 17 日に古賀市に公文書でお願いしました。</p> <p>平成 25 年 2 月 25 日の日に定例会におきまして、石松議員から一般質問で受けさせていただきまして、その際には今後も粘り強く協議を進めさせていただきたいという形での回答させていただいております。その後、25 年 4 月 16 日に古賀市に直接訪問し公文書に対し何らかの形で回答願うという形でお願いしておりましたが、全くないので、再度、26 年 5 月 15 日の当時の谷井組合長から竹下市長さんに電話を入れていただきまして、私と次長で直接文書持参しております。</p> <p>その後、古賀市から、5 月 29 日に、文書による回答がございまして、事業者割合に応じた負担には応じかねるという内容の公文書が届いております。</p> <p>その後でございますけども、26 年 7 月 1 日に、公文書で、応じかねる具体的な理由を示して回答してほしいという文書を古賀市に送付させていただいております。</p> <p>7 月 14 日に古賀市から、急患センターの構成員ではないことから、負担で</p>

花田事務局長	<p>きないという文書が届いております。</p> <p>その間でございますけども、6月18日に平成26年度福岡東医療センター地域医療支援病院運営委員会が福岡市のリーゼントホテルで開催されております。</p> <p>その際、出席者としては、小山組合長と門脇消防長が出席していただいておりますが、宗像医師会副会長間先生からは、宗像地区急患センターの構成市以外の市町村の受診者が増加している中、古賀市民の受診率が突出しているということから、利用者割合の応益負担をお願いしたいことを伝えてもらっています。</p> <p>私ども急患センターにかかるることによって、粕屋医師会の負担軽減と古賀市民の利便性が図られていることもお話をいただいております。</p> <p>その際に、古賀市とは、市長や担当者が変わったことではぐらかされてきたと、ついては今から明確な対応をお願いしたいということで、今回、公式の場で要望させていただきまして、古賀市の担当部長としましては、この場では判断できないので持ち帰って、市長と相談をすると、明言されております。</p> <p>東病院の院長からは、宗像医師会、粕屋医師会、構成市、古賀市、新宮町が集まって、腹を割って話す場が必要であるという話もされましたので、もう少しちょっと静観しているところでございます。</p> <p>これにつきましては先ほども言いまして、今後も粘り強く協議を進めさせていただきたいと思っています。 以上で経過報告でございます。</p>
大久保議長	末吉議員
末吉議員	<p>経過がよくわかりました。 創設費負担金を払えていっているわけじゃないですね。構成市に入ってないわけですから、経常費の負担を応分にお願いしたい。古賀市民が利用している分だけは、払うべきじゃないかということで、ぜひ組合としても、再度努力していただきたいと思います。</p>
大久保議長	<p>これは議長に対しての要望ですけども、事務組合議会としても、特別決議なりをあげてですね、古賀市にきちんと文書で、指摘をする決議をあげたらどうかなど。これについては、11月の臨時議会等で提案できたらいいのかなと思っております。以上です。</p>
大久保議長	<p>検討させていただきます。 他にございませんか。</p>
大久保議長	<p>異議なしの声</p>
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p>
大久保議長	<p>これから討論に入ります討論ございませんか。</p>
大久保議長	<p>異議なしの声</p>

大久保議長	<p>討論ないようです。 これをもちまして討論を終結いたします。 これより第 28 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。</p> <p>全員起立</p>
大久保議長	<p>はい、全員賛成でございます。 よって、第 28 号議案は、原案のとおり可決されました。 第 29 号議案 「平成 25 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 執行部の説明を求めます。花田事務局長。</p>
花田事務局長	<p>第 29 号議案の説明させていただきます。 議案 8 ページをお願いいたします。 第 29 号議案 「平成 25 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成 26 年 10 月 7 日提出。</p> <p>宗像地区事務組合 組合長 小山達生。 それでは説明に入らさせていただきます。 お手元の大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の 2 ページ 3 ページ目をお願いいたします。</p> <p>平成 25 年度の歳入歳出決算は、歳入につきましては、予算現額 1 億 2172 万 8000 円に対しまして、収入済額が 5986 万 6390 円で予算現額と収入済額との比較では、6186 万 1610 円の減となっております。</p> <p>次の 4 ページ 5 ページをお願いいたします。</p> <p>歳出では、予算現額 1 億 2172 万 8000 円対しまして、支出済額は 5964 万 4840 円、翌年度繰越額は 5806 万円で不要額が 407 万 7160 円が生じております。 歳入歳出差引額は 22 万 1550 円で、これを翌年度へ繰り越しいたします。 続きまして、事項別明細書により主な決算内容について御説明申し上げます。</p> <p>6 ページ、7 ページ目をお願いいたします。</p> <p>まず歳入でございますが、1 款の事業収入は 1297 万 770 円の調定に対しまして、収入は現年度分が 1249 万 6720 円で過年度分が 17 万 300 円、計 1266 万 7020 円でございました。</p> <p>不納欠損額では、5 万 1730 円を計上させていただいております。 収入未済額につきましては現年度分といたしまして、14 万 5530 円、過年度分 10 万 6490 円、合計で 25 万 2020 円となっております。</p> <p>2 款分担金及び負担金 10 万 5000 円につきましては水道利用加入金でございます。 3 款国庫支出金 1622 万円につきましては、簡易水道事業における国庫補助金でご</p>

花田事務局長	<p>ざいます。</p> <p>4 款繰入金 2142 万 2000 円につきましては赤字補てんも含め、宗像市からの繰り入れしたものでございます。</p> <p>5 款繰越金 1 万 3513 円につきましては、前年度からの繰越金でございます。</p> <p>6 款諸収入 133 万 8857 円につきましては、消費税還付金等でございます。</p> <p>7 款組合債 810 万円につきましては、簡易水道事業債でございます。</p> <p>次に歳出につきましてご説明いたします。</p> <p>8 ページ、9 ページをお願いいたします。</p> <p>1 款 1 項 1 目、簡易水道管理費、11 節の需用費につきましては、支出済額は 635 万 8905 円で主な内訳といたしましては給水管等修繕費の 442 万 1160 円が主なものでございます。</p> <p>12 節役務費につきましては、支出済額 290 万 4840 円で主な内訳といたしまして、通信運搬費、67 万 8570 円、水質検査等の手数料で 221 万 9070 円となっております。</p> <p>13 節委託料につきましては、支出済額が 1165 万 1315 円で、主な内訳といたしまして、施設管理委託料としまして 803 万 400 円、配水管等の修繕、修理業務委託をいたしまして 147 万 3150 円でございます。</p> <p>2 款 1 項 1 目簡易水道事業費 13 節の委託料につきましては、支出済額は 482 万 8950 円で、主な内訳といたしまして、大島施設更新等の設計業務委託としまして 434 万 1750 円でございます。</p> <p>15 節、工事請負費につきましては支出済額が 2947 万 1800 円で大島簡易水道施設の整備工事費でございます。</p> <p>また、翌年度繰越額は 5800 万 6000 円で内訳といたしまして、委託料 70 万 9800 円、工事請負費、5729 万 6200 円でございます。</p> <p>3 款公債費の支出済額 414 万 8495 円は企業債にかかります償還金及び利子でございます。</p> <p>以上で第 29 号議案、宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから審議に入ります質疑ございませんか。</p> <p>はい、永島議員。</p>
永島議員	<p>7 ページの現年分と過年度分は未済額 14 万 5530 円と、10 万 6590 円ありますけれども、現年度分が何人ぐらい滞納されているのか。過年度分は何人なのか、来年の決算でこの不納欠損がまた出るんではなかろうか。その点はいかがでしょうか。</p>
大久保議長 占部営業課長	<p>占部営業課長</p> <p>今、件数の方は手元資料がございませんが、決算に係る主要なる施策の成果報告</p>

占部営業課長	<p>書の 14 ページになります。</p> <p>こちらの方に大島簡易水道事業特別会計の主要な施策の成果を掲載させていただいております。その (2) のところに、料金収納状況がございまして、ただいまの議員から御指摘がございました、現年度が 1264 万 2250 円の調定に対しまして、収入未済額が 14 万 5530 円で、収納率が 98.8% になっております。</p> <p>クレジット収納、コンビニ収納が増えてきておりますので、出納閉鎖後に組合の口座に入てくる分はこの中にカウントされておりませんので、9月 30 日現在ではですね、14 万 5530 円のうち、11 万 6180 円入ってきておりまして、今のところこの未収が 2 万 9350 円となっております。</p> <p>これで件数でございますが、現年度 14 万 5530 円で 53 件です。過年度が 10 万 6490 円で 50 件です。 以上でございます。</p>
大久保議長	永島議員
永島議員	来年、不納欠損になるんではないかと心配しています。
大久保議長	占部営業課長
占部営業課長	<p>先ほど申しましたように 25 年度分は、99.8% で入ってきております。</p> <p>時効は原則 2 年で、3 年まってこちらの方に落としておりますけれども、過年度の方はやはりちょっと入りが悪いかなという見込みはございます。</p>
永島議員	過年度分は水を止められたりしているんですかね。
大久保議長	占部営業課長。
占部営業課長	<p>今回 22 年度分は 5 万 1730 円の不納欠損とさせていただいて、先ほどの 5 件ということではほとんど市営住宅ということで申し上げましたけれども、23、24 年度の市営住宅の転出者がおられますので、現年度でなるべく徴収するようにはいますが、どうしてもそこの 1 カ月、2 カ月分が残るような状態になりますので、督促状は出しますが追いかけるのが難しい状態です。 以上です。</p>
大久保議長	ほかにございませんか。
	異議なしの声
大久保議長	<p>ないようですから、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります討論ございませんか。</p>

	異議なしの声
大久保議長	<p>討論ないようです。</p> <p>これをもちまして討論を終結いたしますこれより第 29 号議案について採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
	全員起立
大久保議長	<p>全員賛成でございます。よって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。</p> <p>第 30 号議案 「平成 25 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 執行部の説明を求めます。 花田事務局長</p>
花田事務局長	<p>第 30 号議案を説明いたします。</p> <p>議案の 30 ページをお願いいたします。</p> <p>第 30 号議案「平成 25 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 25 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。</p> <p>平成 26 年 10 月 7 日提出、宗像地区事務組合 組合長 小山達生。</p> <p>それでは、お手元の決算書に基づきまして説明をさせていただきます。</p> <p>2 ページ 3 ページをお願いいたします。</p> <p>平成 25 年度の歳入歳出決算は、歳入につきましては、予算現額 743 万 3000 円に対しまして、収入済額が 569 万 4826 円で、予算現額と収入済額との比較では 173 万 8170 円の減となっております。</p> <p>続きまして 4 ページ 5 ページをお願いいたします。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>予算減額 743 万 3000 円に対しまして、支出済額が 569 万 3333 円で不要額が 173 万 9667 円が生じております。歳入差引額は 1493 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。</p> <p>続きまして、事項別明細書で説明させていただきます。</p> <p>6 ページ、7 ページでございます。</p> <p>歳入でございますけども、1 款の事業収入につきましては、158 万 5010 円の調定に対しまして、収入は現年度分が詰め現年度分が 157 万 9830 円で、過年度分が 2780 円、計 158 万 2610 円、不納欠損額は 860 円でございました。</p> <p>収入未済額につきましては、翌年度分、現年度分といたしまして、1540 円となっております。</p> <p>3 款繰入金でございますが、284 万 8000 円につきましては赤字補てんも含め、福津市からの繰り入れしたものでございます。</p> <p>4 款繰越金、16 円につきましては、前年度からの繰越金でございます。</p>

花田事務局長	<p>5 款諸収入、126万4200円につきましては県からの排水管移設補償費等でございます。</p> <p>次に歳出でございます。</p> <p>8ページ、9ページをお願いいたします。</p> <p>1款1項1目簡易水道管理費、11節需用費につきましては、支出済額が96万4533円で、主な内訳といたしまして配水管等の修繕費80万1150円でございます。</p> <p>12節役務費でございます。支出済額は88万9100円で水質検査等の手数料、88万4100円が主なものでございます。</p> <p>2款公債費につきましては、支出済額223万5590円につきましては、企業債に係る償還金及び利子でございます。</p> <p>4款1項1目簡易水道事業費、13節委託料につきましては支出済額は、126万円で内訳は、測量設計業務委託料でございます。</p> <p>以上で、第30号議案「平成25年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算」の説明を終わらさせていただきます。</p> <p>御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
大久保議長	<p>ないようです。これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります討論ございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
大久保議長	<p>ないようです。</p> <p>これをもちまして討論を終結いたしますこれより第30号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。</p> <p>全員起立</p>
大久保議長	<p>全員賛成でございま。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。</p> <p>第31号議案 「平成25年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。</p>
花田事務局長	<p>第31号議案の説明をいたします。 議案の10ページをお開きください。</p> <p>第31号議案、平成25年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により平成25年度宗像地区事務組合水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に</p>

花田事務局長	<p>付する。 平成 26 年 10 月 7 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生 それでは、水道事業会計決算書の 2 ページ 3 ページをお開きください。</p> <p>(1) 収益的収入及び支出についてでございます。</p> <p>事業収益は予算額合計予算額の合計欄をごらんください。</p> <p>28 億 2843 万 3000 円に対しまして決算額 28 億 8080 万 9802 円で 5237 万 6802 円の増となっております。</p> <p>次に、事業費用につきましては、予算額の合計欄でございますが、25 億 8106 万 750 円に対しまして、決算額 24 億 7267 万 7167 円でございますので不用額は 1 億 838 万 3583 円となっております。支出額内訳は以下のとおりでございます。</p> <p>次に 4 ページ 5 ページ目をお開きください。</p> <p>資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は予算額の合計欄でございますけども、11 億 3049 万 9000 円に対しまして、決算額 11 億 601 万 2020 円で 2448 万 6980 円の減となっております。内訳については以下のとおりでございます。</p> <p>次に、資本的支出につきましては、予算額の合計欄をごらんください。</p> <p>29 億 2066 万 8250 円に対しまして決算額、26 億 3209 万 9696 円で翌年度繰越額が 2 億 5113 万 9680 円でございますので、不用額といたしましては 3742 万 8874 円となっております。</p> <p>その結果資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15 億 2608 万 7676 円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6787 万 7472 円、減債積立金、1 億 4137 万 9948 円、過年度分損益勘定留保資金、7 億 8249 万 8188 円及び当年度分損益勘定留保資金 5 億 3433 万 2068 円にて補てんいたしております。</p> <p>次に、6 ページ、7 ページをお願いいたします。</p> <p>平成 25 年度の損益計算書でございます。</p> <p>営業収益と営業費用との対比を行うということで営業利益といたしましては、1 億 9339 万 8723 円となっております。 次に、営業外収益と、営業外費用との対比でございますが、1 億 5043 万 484 円ということで、営業利益と合わせて経常利益といたしましては 3 億 4382 万 9207 円となります。</p> <p>特別損失でございますけども、特別損失 455 万 1550 円を経常利益から差し引いた額 3 億 3927 万 7627 円が当年度の純利益となるものでございます。</p> <p>また、前年度からの繰越利益剰余金が 12 億 3519 万 9025 円でございますので平成 25 年度未処分利益剰余金は 15 億 7447 万 6652 円ということになります。</p> <p>8 ページ、9 ページをお願いいたします。</p> <p>主なものといたしまして、国庫補助金の当年度の受け入れでございますが、4 億 9644 万 1000 円を上げております。</p> <p>また、当年度処分といたしまして、平成 24 年度国庫補助金精算に伴い消費税及び地方消費税相当額、2343 万 2814 円の返還を行ったものでございます。</p> <p>次に県費補助金では当年度受入れといたしまして 6599 万 4000 円を上げております。</p> <p>これは、水道企業団設立時の建設持続債の償還元金の 2 分の 1 を水道広域化事業費</p>
--------	--

花田事務局長	<p>補助金として受け入れたものでございます。</p> <p>ページ上段の右側の利益剰余金の分でございます減債積立金で、前年度積立金が 4 億 5964 万 2747 円、当年度取り崩し額が 1 億 4137 万 9948 円でございましたので、当年度末残高は、5 億 3064 万 3799 円となっております。</p> <p>未処分利益剰余金は前年度利益剰余金 4 億 5964 万 2747 円を減債積立金へ積み立てを行い、当年度純利益が 3 億 3927 万 7627 円でございましたので、当年度末、当年度未処分利益剰余金は 15 億 7447 万 6652 円となりました。</p> <p>次にページ下欄でございます。</p> <p>剰余金処分計算書でございます。剰余金 15 億 7447 万 6652 円は減債積立金として積み立てを行っております。</p> <p>10 ページ、11 ページの貸借対照表をお願いいたします。</p> <p>まず資産の部の固定資産の項目でございますが、有形固定資産と無形固定資産等の合計額 376 億 4230 万 7340 円に流動資産の合計額 41 億 4649 万 9548 円を加えた、417 億 8880 万 6888 円が資産合計でございます。</p> <p>負債の部でございますが、固定負債合計が 3 億 3095 万 6222 円、流動負債合計が 11 億 6024 万 1717 円で負債合計といたしましては 14 億 9119 万 7939 円でございます。</p> <p>次に資本の部でございますけども、資本金合計といたしまして、151 億 8911 万 5191 円、剰余金合計につきましては 251 億 849 万 3758 円ということで、資本合計額は 402 億 9760 万 8949 円であり、負債資本合計額といたしましては、417 億 8880 万 6680 円となり、資産合計額と同額となっております。</p> <p>以上で決算書の説明を終わらさせていただきまして、引き続き決算附属書類について御説明いたします。</p> <p>13 ページをお願いいたします。</p> <p>(2) 議会議決事項でございますが、これは平成 25 年度議会におきまして水道関係の提出議案の件名と議決年月日を掲載させていただいたものでございます。</p> <p>(3) 行政官庁許認可事項でございますけども、平成 25 年度内において、厚生労働大臣または福岡県知事等に対して、許可申請し認可を受けたものを記載しております。</p> <p>14 ページをお願いいたします。</p> <p>(4) 職員に関する事項につきましては、平成 25 年度末で正職員が 7 人、再任用職員が 2 人、計 9 人が従事しております。この人数については、派遣職員の職員数は含まれておりません。</p> <p>15 ページでございます建設改良工事の概況でございますけども、工事費 2500 万円以上のものについて、掲載させていただいております。</p> <p>16 ページでございます。</p> <p>3 の業務 (1) 業務量についてでございますけども、ここでは、給水人口、配水量、有収水量等について記載をさせていただいております。</p> <p>17 ページでございます。</p>
--------	--

花田事務局長	<p>25年度に発生いたしました給水収益の状況と、過年度分の給水収益の状況を記載しております。</p> <p>現年度分の内容といたしまして、24億6216万7950円の調定に対しまして23億9854万9970円の収入があり、差し引き6361万7980円が未収となっております。なお、この未収につきましては、平成26年8月末現在では382万4287円となっております。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p> <p>事業費等の構成比をあらわさしていただいたものでございます。</p> <p>19ページでございます。</p> <p>19ページ、(1)の重要契約の要旨については、工事関係以外で2000万円以上の契約のものについて、掲載をさせていただいております。</p> <p>次に、(2)企業債及び一時借入金の概況についてでございますけども、企業債については、財務省財政融資資金等からの昨年の借入残高は平成25年度末において、38億2012万3245円でございます。</p> <p>一時借り入れについては本年度中の借り入れを行っておりません。</p> <p>次に20ページから25ページにかけましては、資本金、経営収益的費用の明細から資本的収支の明細については、節単位で計上させていただいておりますので、内容の説明については省略させていただきまして、28ページ29ページをお願いいたします。</p> <p>固定資産の明細でございます。</p> <p>先ほど10ページの貸借対照表で平成25年度末の固定資産の状況は報告させていただきましたが、明細書には、年度中に発生いたしました固定資産並びに減価償却の増減についての一覧でございます。</p> <p>以上、第31号議案、平成25年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります討論ございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
大久保議長	<p>ないようです。これをもちまして討論を終結いたします。</p> <p>これより第31号議案について採決を行います本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>

	全員起立
大久保議長	<p>全員賛成でございます。よって、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。</p> <p>間もなく 12 時になりますが、全議案審議終了まで続けたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
	異議なしの声
大久保議長	<p>ご異議なしと認めます。これより 10 分の休憩をいたします。</p> <p>再開は 12 時 10 分からといたします。</p>
	休憩
大久保議長	<p>再開をいたします。</p> <p>補正予算につきましては、日程で、議案第 32 号から議案 36 号を一括で提案をしたいと思います。それでは、執行部より説明を求めます。事務局長。</p>
花田事務局長	<p>それでは、第 32 号議案につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>議案 11 ページをお願いいたします。</p> <p>第 32 号議案「平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 1 号）について」平成 26 年度宗像地区事務組合、一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。 平成 26 年 10 月 7 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生</p> <p>それでは一般会計補正予算書（第 1 号）に基づきまして説明をさせていただきます。第 1 条でございますけども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1837 万 7000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 9144 万 1000 円とするものでございます補正の内容につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>3 ページをお願いいたします。</p> <p>第 2 表地方債の補正でございます。</p> <p>1 点目は、高規格救急自動車更新事業に伴う起債限度額の補正でございます。</p> <p>補正前の一般単独事業債 1600 万円、施設整備事業債 750 万円の合計額 2350 万円を補正後においては、一般単独事業債 1540 万円、施設整備事業債 850 万円、合計額 2390 万円とし、40 万円を増額させていただくものでございます。</p> <p>補正の理由につきましては、起債対象を基礎額の変更によるものでございます。</p> <p>2 点目は、通信指令業務共同運用システム実施設計につきましては起債メニュー及び限度額の変更を行うものでございます。</p> <p>防災対策事業債を緊急防災減災事業債に変更し、280 万円を 310 万円とするもので 30 万円を増額するものでございます。</p> <p>変更の理由は事業費の有利な方法に変更するものでございます。従いまして、地方債の限度額を合計で 70 万円増額するものでございます。</p>

花田事務局長	<p>次に、事項別明細書に沿って説明させていただきます。</p> <p>7 ページ 8 ページ目をお願いいたします。</p> <p>1 款分担金負担金、1 項負担金、3 目衛生費負担金、1 節清掃費負担金につきましては、1 億 2587 万 8000 円に対しまして 690 万円を増額し 1 億 3277 万 8000 円とするものでございます。</p> <p>増額の理由につきましては本年 26 年 3 月 18 日の全員協議会におきまして報告させていただいておりましたが、し尿処理場の使用延長にかかります、一時解決金として 690 万円を計上させていただいたものでございます。なお、一時解決金の負担につきましては、全額福津市の負担とし、説明欄に掲げておりますとおり、福津市負担金を 690 万円増額し、し尿処理場管理運営事業費に充当するものでございます。</p> <p>4 目消防費負担金、1 節消防費消防負担金につきましては、12 億 4675 万 6000 円に対し 70 万円を減額し、12 億 4605 万 6000 円とするものでございます。</p> <p>減額の内容につきましては 7 款の組合債を増額するため、同額を減額するものでございます。</p> <p>5 款繰越金、1 項 1 目 1 節繰越金につきましては 2349 万円に対し、平成 25 年度決算において、繰越金が確定したことによりまして、1147 万 7000 円を増額し 3496 万 7000 円とするものでございます。</p> <p>7 款組合費でございます。</p> <p>1 項 1 目 1 節消防債につきましては、4 億 2020 万円に対しまして 70 万円を増額し 4 億 2090 万円とするものでございます。増額の理由につきましては先ほど説明しました、3 ページ第 2 表地方債の補正のとおりでございます。</p> <p>次に、歳出の説明に入らせていただきます。</p> <p>9 ページ 10 ページをお願いいたします。</p> <p>3 款衛生費、2 項清掃費、1 目し尿処理場費 19 節負担補助金及び交付金につきましては 690 万円を増額するものでございます。</p> <p>補正の内容につきましては先ほど説明いたしましたとおり、し尿処理場使用延長にかかります一時解決金として支出させていただくものでございます。</p> <p>6 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては 736 万円に対しまして 1147 万 7000 円を増額し、1883 万 7000 円とするものでございます。</p> <p>以上で第 32 号議案、平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算括弧第 1 号、括弧の説明を終わらさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 33 号議案でございます。</p> <p>議案の 12 ページをお開きください。</p> <p>第 33 号議案 「平成 26 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）について」</p> <p>平成 26 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。平成 26 年 10 月 7 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生 それでは補正予算書（第 1 号）に基づきまして説明いたします。</p>
--------	--

花田事務局長	<p>第1条でございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2345 万 1000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 8381 万 6000 円とするものでございます。</p> <p>補正の内容につきましては事項別明細書に沿って説明させていただきます。</p> <p>6 ページ、7 ページをお開きください。</p> <p>歳入につきましては、2 款分担金負担金、1 項負担金、1 目 1 節経常費負担金につきましては 2342 万 1000 円に対しまして 2342 万円を減額し、1000 円とするものでございます。</p> <p>減額の理由につきましては平成 25 年度の決算により歳計剰余金が多く出たため、関係市の経常費負担金の減額をさせていただくものでございます。</p> <p>4 款繰越金、1 項 1 節繰越金につきましては、2000 万円に対し平成 25 年度決算において繰越金の確定によりまして、4687 万 1000 円を増額し 6687 万 1000 円とするものでございます。</p> <p>次に 8 ページ、9 ページをお開きください。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>1 款急患センター運営費、1 項管理運営費、1 目管理及び運営費、15 節工事請負費につきましては、急患センター周辺整備工事費として、650 万円を計上させていただいております。</p> <p>26 年度、本年度予算当初に、急患センター周辺整備設計委託料としまして、86 万 4000 円を計上させていただく際に説明はさせていただいたましたが、これは急患センターの診療時間のすべての時間等において、薬剤師の派遣がマンパワー等の理由により、できていないことから、将来にわたりまして、調剤事故を防止するという目的で、医師会病院の前にあります宗像薬剤師会、宗像センター薬局を利用させていただくものでございます。</p> <p>内容につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から処方薬の発行を院外薬局へ移行するため、急患センターから院外薬局までの通路整備のための工事費でございます。</p> <p>整備内容でございますけども、別紙参考資料の添付をさせていただいておりますが、急患センターから院外薬局までの通路整備でございます。</p> <p>通路につきましては既存の通路のほか、一部コンクリート部分で、車いす対応の車路を整理させていただきます。</p> <p>それから、夜間も通路の利用があることから、照明が必要となることから、既存の街燈のほか、街燈を 2 か所また薬局前の足元を照らす照明灯を、設置する予定にさせていただいております。</p> <p>3 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、259 万 2000 円に対し、1695 万 1000 円を増額し、1954 万 3000 円とさせていただくものでございます。</p> <p>以上で、第 33 号議案「平成 26 年度宗像地区急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）」の説明を終わらさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 34 号議案でございます。</p>
--------	--

花田事務局長	<p>12 ページでございます。</p> <p>第 34 号議案「平成 26 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について」 平成 26 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり提出する。平成 26 年 10 月 7 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。</p> <p>それでは補正予算書に基づきまして説明させていただきます。</p> <p>第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 2866 万 6000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4 億 3810 万 2000 円とするものでございます。それでは補正の内容について事項別明細書に沿って説明させていただきます。</p> <p>6 ページ、7 ページをお開きください。</p> <p>3 款国庫支出金でございます。</p> <p>1 項 1 目 1 節簡易水道事業補助金につきましては、2 億 3532 万 3000 円に対しまして 5253 万円を減額し 1 億 8279 万 3000 円とするもので、国庫補助金の減額により補正するものでございます。</p> <p>4 款でございます。</p> <p>繰入金、1 項 1 目 1 節宗像市繰入金につきましては、1 億 9884 万 1000 円に対し 4946 万 4000 円を減額し、1 億 4937 万 7000 円とするもので後ほど説明をさせていただきますが、補助事業費の減額に伴い宗像市繰入金を減額するものでございます。</p> <p>5 款繰越金でございます。</p> <p>1 項 1 目 1 節繰越金につきましては、1000 円に対し、21 万 8000 円を増額し、21 万 9000 円とするもので、平成 25 年度大島簡易水道事業特別会計決算において繰越金の確定により補正するものでございます。</p> <p>6 款諸収入、1 項 1 目 1 節雑入につきましては 98 万円に対し 59 万円を減額し、39 万円とするもので、消費税還付金の減少により補正するものでございます。</p> <p>7 款組合債、1 項 1 目 1 節大島簡易水道事業債につきましては、1 億 1770 万円に対し 2630 万円を減額し、9140 万円とするもので事業費減額に伴い、大島簡易水道事業債を補正させていただくものでございます。</p> <p>次に、歳出の部でございますが、8 ページ、9 ページをお願いいたします。</p> <p>2 款事業費、1 項 1 目 13 節委託料につきましては、1431 万 2000 円に対しまして、731 万 2000 円を減額し、700 万円とし、15 節工事請負費につきましても、5 億 1764 万 6000 円に対しまして、1 億 2101 万 5000 円を減額し 3 億 9663 万 1000 円とするものでございまして、どちらも、国庫補助事業の縮小によるものでございます。</p> <p>3 款公債費でございます。</p> <p>1 項 2 目 23 節償還金、利子及び割引料につきましては、186 万 3000 円に対しまして、33 万 9000 円を減額し 152 万 4000 円とするもので、前年度起債事業繰り越しによる借入金延期の為、利息が発生しなかったことによるものでございます。</p> <p>以上で第 34 号議案「宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)」の説明を終わらさせていただきます。</p> <p>続きまして、35 号議案、議案の 14 ページをお願いいたします。</p>
--------	--

花田事務局長	<p>第 35 号議案「平成 26 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について。</p> <p>平成 26 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。平成 26 年 10 月 7 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。それでは補正予算書にも基づきまして説明をさせていただきます。</p> <p>第 1 条でございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 233 万 1000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1824 万 9000 円とするものでございます。</p> <p>事項別明細書に沿って説明させていただきます。</p> <p>歳入でございます。6 ページ、7 ページをお願いいたします。</p> <p>3 款繰入金、1 項 1 目 1 節福津市繰入金につきましては、1172 万 2000 円に対しまして、98 万 4000 円を増額し、1270 万 6000 円とするもので、後ほど説明させていただきますが、諸収入、及び工事請負費の補正に伴いまして、福津市繰入金を増額補正させていただくものでございます。</p> <p>5 款諸収入、1 項 2 目 1 節弁償金につきましては、730 万円に対しまして、331 万 5000 円を減額し、398 万 5000 円とするもので、県からの補助補償費確定に伴いまして減額補正をさせていただくものでございます。</p> <p>歳出の方でございます。8 ページ、9 ページをお願いいたします。</p> <p>2 款事業費、1 項 1 目 15 節工事請負費につきましては、1470 万円に対しまして 233 万 1000 円を減額し 1236 万 9000 円とするものでございます。</p> <p>これは県の事業であります、主要地方道、飯塚福間線の道路新設工事に伴う配水管布設事業の縮小によるものでございます。</p> <p>以上で第 35 号議案「宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」の説明を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、36 号議案に移らせていただきます。</p> <p>第 36 号議案「平成 26 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）について」 平成 26 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）を、別紙のとおり提出する。平成 26 年 10 月 7 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。それでは、補正予算書をお開きください。</p> <p>平成 26 年度水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明させていただきます。</p> <p>内容といたしましては、施設の故障に伴う修繕費、前年度決算確定による長期前受金戻入、減価償却費、並びに収支構成の変化に伴う消費税、国庫補助事業縮小に伴う企業債、補助金及び工事請負費の補正を行うものでございます。</p> <p>1 ページの第 2 条につきましては、予算第 3 条に定めた収益的収入の第 1 款、水道事業収益、第 2 項営業外収益を 337 万 8000 円増額補正し、水道事業収益合計で 32 億 2400 万 5000 円といたしております。</p> <p>また、収益的支出の第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用を 2712 万 7000 円を増額し、第 2 項営業外費用 76 万増額補正し、水道事業費用合計で 27 億 5932 万 4000 円といたしております。</p>
--------	--

花田事務局長	<p>第 3 条につきましては、予算第 4 条に定めた資本的収入の第 1 款、資本的収入第 1 項、企業債を 1870 万円減額、第 3 項補助金を 5617 万円減額補正し、資本的収入合計で 9 億 3538 万 1000 円といたしております。</p> <p>また、資本的支出の第 1 款資本的支出、第 1 項一般改良費を 8124 万円減額補正し、資本的支出合計で 21 億 3185 万 3000 円といたしております。</p> <p>2 ページをお願いいたします。</p> <p>補正予算実施計画でございますが、1 ページの第 2 条及び第 3 条の内訳を掲載したものでございます。</p> <p>詳細につきましては、9 ページからの事項別明細書に記載しておりますので、ここでは説明については省略をさせていただきます。</p> <p>3 ページ目はキャッシュフロー計算書でございますが、この表は 1 会計期間におきますキャッシュフローを業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分して表示させていただいたものでございます。</p> <p>4 ページ 5 ページをお開きください。</p> <p>平成 26 年度末（平成平成 27 年 3 月 31 日）の予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債資本合計それぞれ 359 億 888 万 1018 円を見込んでおります。</p> <p>6 ページ、7 ページをお開きください。</p> <p>平成 26 年度の開始貸借対照表を掲載しております。</p> <p>資産合計、負債資本合計それぞれ 362 億 8466 万 179 円となっております。</p> <p>8 ページをお願いいたします。</p> <p>平成 26 年度の予定損益計算書を掲載させていただいております。</p> <p>当年度純利益として 3 億 7196 万 9340 円を見込んでおります。</p> <p>最後に、9 ページ、10 ページをお願いいたします。</p> <p>事項別明細書でございますが、収益的収入及び支出の収入の部でございます。</p> <p>1 款 2 項 8 目、長期前受金戻入につきましては平成 25 年度決算により確定となつたもので、337 万 8000 円の増額補正し、3 億 5573 万 7000 円といたしております。支出の部でございます。</p> <p>1 款 1 項営業費用、1 目原水及び浄水費につきましては、突発的な施設の故障等の増加に伴い修繕費を 1560 万 6000 円を増額補正し、8 億 2704 万円といたしております。</p> <p>6 目減価償却費につきましては、平成 25 年度決算値により確定した減価償却費に変更するもので 1152 万 1000 円の増額補正し、10 億 346 万 9000 円といたしております。</p> <p>2 項営業外費用でございます。</p> <p>3 目消費税につきましては、収入支出構成の変動に伴い、76 万円増額補正し、1925 万円に変更計上いたしております。</p> <p>11 ページ 12 ページをお願いいたします。</p> <p>資本的収入及び支出の収入の部でございます。</p> <p>1 款 1 項 1 目、建設改良費等の財源に充てるための企業債につきましては、国庫補</p>
--------	--

花田事務局長	<p>助事業費の減額確定に伴い、1870万円を減額補正し、5000万円といたしております。</p>
	<p>3項補助金、1目国庫補助金につきましては、国庫補助金額の確定により、3747万円を減額補正し4億4000万円といたしております。</p>
	<p>同じく2目他会計補助金につきましても、1870万円を減額し5202万8000円といたしております。</p>
	<p>これも国庫補助事業費の減額に伴うものでございます。 支出の部でございます。</p>
	<p>1款1項一般改良費、4目浄水施設費につきましては、国庫補助事業の縮小により、工事請負費を8124万円減額し、2億1570万円といたしております。</p>
	<p>以上、第36号議案、平成26年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>第32号議案から第36号議案の説明が終わりました。</p>
	<p>それでは、第32号議案、平成26年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>
大久保議長	<p>ないようです。これをもちまして質疑を終結いたします。</p>
	<p>これから討論に入ります討論ございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>
大久保議長	<p>ないようです。これをもちまして討論を終結いたします。</p>
	<p>これより第32号議案について採決を行います。</p>
	<p>本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
	<p>全員起立</p>
大久保議長	<p>全員賛成でございます。</p>
	<p>よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>次に、第33号議案「平成26年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）について」これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>
大久保議長	<p>ないようです。これをもちまして質疑を終結いたします。</p>
	<p>これから討論に入ります。 討論ございませんか。</p>

	異議なしの声
大久保議長	<p>ないようです。これをもちまして討論を終結いたします。</p> <p>これより第33号議案について採決を行います。</p> <p>本案は原案のとおり可決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
	全員起立
大久保議長	<p>全員賛成でございます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、第34号議案「平成26年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>永島議員。</p>
永島議員	<p>国庫補助金が5253万減額されておりますが、これは事業費が減になって減額されたのか、そもそもともう事業がだめになったのかですね。</p>
大久保議長	谷口施設課長
谷口施設課長	<p>国のシーリングがかかって減額となっていますので、事業費自体は予定どおり総額で行うつもりであります。</p>
大久保議長	<p>他にありませんか。</p> <p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります討論ございませんか。</p>
	異議なしの声
大久保議長	<p>ないようです。これをもちまして討論を終結いたします。</p> <p>これより第34号議案について採決を行います。</p> <p>本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
	全員起立
大久保議長	<p>全員賛成でございます。</p> <p>よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、第35号議案「平成26年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>永山議員。</p>

永山議員	9ページですが、これは飯塚福間線の道路新設工事に伴う配水管敷設替工事ということはわかるんですが、図面もないでの、どういう風に縮小したのか全くわからぬいので、説明をお願いします。
大久保議長	谷口施設課長
谷口施設課長	<p>元々の県道の工事が見坂峠のところで、現況の地盤よりかなり高く道路がつきますということで、もともと旧道に敷設している配水管が10m下ぐらいに埋もれて維持管理ができないようになるので、県の方が移設替えすれば、補償費の範囲で出しますという話でした。図面がなくて申し訳ないんですけど、打ち合わせの段階では、満額近い補償費を出すということだったので、予算をとっていました。</p> <p>しかし、本庁の方の査定を受けたときに、管自体がかなり老朽化している分を丸々見れませんよ、というような指摘があって、かなり削られたというのが現状です。それに見合って全体を減らして、工事自体は入札残なんかも出ますので、98万4000円福津市に増額していただくという形で工事が完了する予定です。</p>
大久保議長	永山議員
永山議員	<p>今のような説明があれば納得できるんですが、表だけの説明で納得させようとするのは無理があるので次回から資料をお願いします。</p> <p>今の縮小というか、道路が上になったから配水管も上にするのでかえりは短くなるというただそれだけのことですかね。</p>
大久保議長	谷口施設課長
谷口施設課長	<p>道路ですね、現況より、高いところで10数メーター高い位置につきます。その下に埋もれた配管は後々維持管理ができないんで、それを道路に沿って敷設替えしましょうというのが、県の補償工事ということになっています。現況としまして、県の方の補償費が満額近く出る予定だったのですが、それが縮小されたということで工事も、入札残で賄えればいいんですが、足りないということで、先ほど説明があった98万4000円福津市の方で補正増額してもらうという形で進んでおります。</p>
大久保議長	花田事務局長
花田事務局長	今、永山議員からご指摘いただきました、補正案件等資料を付けさせて頂いてご理解いただけるように準備いたします。
大久保議長	他にございませんか。ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたしま

大久保議長	す。これから討論に入ります。討論ございませんか。
	異議なしの声
大久保議長	これをもちまして討論を終結いたします。 これより第35号議案について採決を行います。 本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。
	全員起立
大久保議長	全員賛成でございます。 よって第35号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第36号議案「平成26年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）について」これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。
	異議なしの声
大久保議長	ないようですので、これをもちまして、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ございませんか。
	異議なしの声
大久保議長	これをもちまして、討論を終結いたします。 これより第36号議案について採決を行います。 本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。
	全員起立
大久保議長	全員賛成でございます。 第36号議案は原案のとおり可決されました。 以上で、本会議に付議されました案件はすべて終結いたしました。 本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては、議長に委任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
	異議なしの声
大久保議長	ご異議なしと認めます。 よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、議長に一任いただくことで決しました。

大久保議長	これをもちまして、平成 26 年第 2 回、宗像地区事務組合議会定例会を閉会いたします。
-------	--